

第9次改訂版にあたって

本書は、昇任試験の合格を目指す自治体職員の方々に向けて、頻出ポイントを101に絞り込んだ地方自治法の問題集です。

このたびの改訂では、国と地方公共団体との関係の特例（補充的な指示など）やDXの進展を踏まえた対応（公金の収納事務のデジタル化など）（ともに令6法65）といった最新の地方自治法改正の内容を盛り込みました。

さらに、出題状況を踏まえて全体を精査し、一部問題を見直して、第9次改訂版として発刊することといたしました。

日々の実務にたずさわっている自治体職員にとって、昇任昇格試験の勉強には、いろいろな制約があるものです。職場の人員確保が厳しい状況の中での業務のやりくり、ワークライフバランスなど、勉強時間の確保は至難の業です。

昇任昇格試験を経験したメンバーで構成されている当研究会は、同様の悩みの中での学習を余儀なくされた自らの体験をもとに、平成7年に本書を誕生させました。受験者の方々が、最小限の労力で、昇任昇格試験の出題分野を短期間にマスターできることを狙いとして、本書は、次のような特徴をもっています。

- 東京都及び東京23特別区、大阪府、埼玉県、札幌市、横浜市などで実際に出題された昇任試験問題をもとに、試験突破のための必須101問を厳選収録した。
- 101問の中でも、出題頻度の高い順に、★★★★、★★★、★★の三段階のランクを付けてあるので、時間のないときなど、頻度の高いものから学ぶと効果的である。

- 五肢択一の問題を左頁に、各肢に対応する解説を右頁に、できるだけ条文、判例、実例を掲げるように努めた。
- 難しい用語にはフリガナを、重要な語句には解説を施してあるので、辞典や参考書を見る手間が省略できる。
- 「正解チェック欄」を設けてあるので、一度当たって解けなかった問題をチェックしておけば、試験直前の再学習に便利である。

学ばなければいけないことの多い受験者にとって、このようなメリットをもつ本シリーズは、短い時間で効果の上がる問題集として非常に有効であると確信します。

受験者各位が本書をフルに活用し、難関を突破されることを期待しています。

令和7年4月

地方公務員昇任試験問題研究会

地方自治法101問・目次

★★★★, ★★★, ★, --- 出題頻度順の星印

地方自治及び地方公共団体

1	地方自治の本旨	★★	2
2	地方公共団体の意義	★	4
3	地方公共団体の種類	★	6
4	地方公共団体の名称	★	8
5	地方公共団体の区域	★	10
6	地方公共団体の事務	★★	12
7	法定受託事務	★★	14

住 民

8	住民の意義及び権利義務	★★	16
9	選挙権・被選挙権	★	18

条例と規則

10	条例の意義	★★	20
11	条例制定権の範囲と限界	★	22
12	条例の効力	★★	24
13	条例の制定手続	★	26
14	条例と規則の罰則	★	28
15	規 則	★★	30
16	条例と規則の関係	★	32

直接参政制度

17	直接参政制度	★★★★	34
18	直接請求	★★★★	36
19	条例の制定改廃の直接請求	★★	38
20	事務監査請求	★★	40
21	解職請求	★	42

議会と議員

22	議会の地位及び組織	★★	44
23	議員定数	★	46
24	議員の活動	★	48
25	議長・副議長の地位	★★	50
26	議長の権限	★★	52
27	議員の兼職兼業の禁止	★★★★	54
28	議決権①	★★	56
29	議決権②	★★	58
30	意見表明権	★	60
31	検査権	★	62
32	調査権①	★★★★	64
33	調査権②	★★★★	66
34	請 願	★★	68
35	定例会と臨時会	★★	70
36	通年議会	★	72
37	議会の委員会制度①	★★	74
38	議会の委員会制度②	★★	76
39	議案提出権	★★	78
40	会議の運営①——定足数の原則	★★	80
41	会議の運営②——会議公開の原則	★★	82

42	会議の運営③——過半数議決の原則	★★★	84
43	会議の運営④——会期不継続の原則	★★	86
44	会議の運営⑤——一事不再議の原則, 除斥制度	★★	88
45	議会の紀律	★★★	90
46	議会の懲罰①	★★	92
47	議会の懲罰②	★★	94

執行機関

48	地方公共団体の長	★★	96
49	長の権限①	★★	98
50	長の権限②	★★	100
51	長の権限の代行①	★★	102
52	長の権限の代行②	★★	104
53	補助機関①	★	106
54	補助機関②	★	108
55	附属機関	★	110

議会と長との関係

56	再議制度①	★★★	112
57	再議制度②	★★★	114
58	不信任議決と議会の解散	★★★	116
59	専決処分	★★	118
60	議会と長の関係	★★★	120

行政委員会及び委員

61	委員会及び委員	★★	122
62	長と行政委員会の関係	★★	124
63	外部監査契約に基づく監査	★	126
64	監査委員①	★★	128
65	監査委員②	★★	130

66	選挙管理委員会	★	132
----	---------	---	-----

給与その他の給付

67	給与その他の給付	★	134
----	----------	---	-----

財務会計

68	一般会計予算と地方公営企業予算の特色	★	136
69	予算の原則	★★	138
70	予算制定手続	★★	140
71	債務負担行為	★★★	142
72	予備費	★★	144
73	分担金の徴収	★★	146
74	使用料・手数料	★★	148
75	収 入	★★	150
76	支 出	★★	152
77	支出方法	★★	154
78	決 算	★★	156
79	契約の締結①	★★★	158
80	契約の締結②	★★	160
81	指定金融機関	★	162
82	地方債	★★	164

財 産

83	公有財産	★★	166
84	行政財産	★★★	168
85	普通財産	★★★	170
86	債 権	★★	172
87	基 金	★★	174

住民監査請求, 住民訴訟, 職員の賠償責任

88	住民監査請求	★★★	176
----	--------	-----	-----

89	住民訴訟①	・★★	178
90	住民訴訟②	・★★	180
91	職員の賠償責任	・★★★	182
公 の 施 設			
92	公の施設①	・★★★	184
93	公の施設②	・★★	186
地方公共団体と国との関係			
94	国又は都道府県の関与	・★★★	188
95	国と地方公共団体との間の係争処理	・★★★	190
地方公共団体相互の関係等			
96	普通地方公共団体相互間の協力	・★	192
97	条例による事務処理の特例	・★	194
98	特別区	・★★	196
99	大都市に関する特例	・★★	198
100	広域連合	・★	200
101	一部事務組合	・★★	202

法令名等略称

憲法	・-----	日本国憲法（昭21）
法，自治法	・-----	地方自治法（昭22法67）
令	・-----	地方自治法施行令（昭22政令16）
地教行法	・-----	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （昭31法162）
地公企法	・-----	地方公営企業法（昭27法292）
行訴法	・-----	行政事件訴訟法（昭37法139）
行服法	・-----	行政不服審査法（平26法68）
議会解散特例法	・-----	地方公共団体の議会の解散に関する特例法 （昭40法118）
分権法，地方分権	・---	地方分権の推進を図るための関係法律の整 一括法 備等に関する法律（平11法87）
最 判	・-----	最高裁判所判決
行 実	・-----	行政事例
法3②（図表内）・--- 地方自治法第3条第2項		

頻出ランク付・昇任試験シリーズ

地方自治法 101 問

Q 1 地方自治の本旨

★★

憲法上の地方自治の本旨に関する記述として、妥当なのはどれか。

- 1 地方自治の本旨は、自治体に自治権を保障する住民自治と住民参加を保障する団体自治から成り立っている。
- 2 憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を法律で定めることとしており、地方自治の内容をいかなるものにするかは、すべて国権の最高機関である国会の判断にゆだねられているものと解される。
- 3 一つの地方公共団体に適用される特別法については、住民投票により住民の過半数の同意を得なければ、国会は制定することができない。
- 4 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の運営を確保するものとして、地方公共団体の自治立法権、自治行政権、自治財政権及び司法権を保障している。
- 5 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体は、国の統制のもとに法人格を有し、自ら権利義務の主体として事務を処理する権能を有している。

正解チェック欄

1
回目

2
回目

3
回目

A

- 1 誤り。住民自治と団体自治の説明が逆である。「**団体自治**」とは、国家とは別個の独立した地域団体（自治体）の存在とその自治権を認めるということであり、対外的自治の原理である。「**住民自治**」とは、自分たちのことは自分たちで行うということであり、民主主義の要請からきている。すなわち、一定地域の行政は、その地域の住民の意思に基づいて行うべきであるということであり、自治体の内部的自治の原理である。単純化すれば、「団体自治」は枠の問題であり、「住民自治」はその中身の問題である。
- 2 誤り。憲法92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定している。自治体に関することは、地方自治の本旨（団体自治と住民自治）を生かす立法でなければならず、地方自治の本旨に反する法律は違憲無効である。
- 3 正しい（憲法95条）。特定の地方公共団体に不利益な法律が立法されることを防ぎ、地方公共団体の自治権を守るために、この制度ができた。例として、昭和24年の「広島平和記念都市建設法」や「長崎国際文化都市建設法」などがある。しかし、条例の方がよりふさわしいということで、その後はあまり例がない。
- 4 誤り。地方公共団体の運営を確保するものとして、地方公共団体の自治立法権、自治行政権及び自治財政権が保障されている（憲法94条）。しかし地方公共団体には司法権はないので、条例違反の罰則については、国の裁判所が審判することになる。
- 5 誤り。地方公共団体は、国から独立して法人格を有し、権利義務の主体となる。団体自治の原理から当然の要請である。

正解 3

Q 2 地方公共団体の意義

★

憲法上の地方公共団体に関する記述として、妥当なのはどれか。

- 1 地方公共団体の組織・運営に関する事項は、地方公共団体が自ら定める。
- 2 地方公共団体に議会を置くことについては、地方自治法において定めることとされている。
- 3 地方公共団体に立法機関としての議会を置くこととされている。
- 4 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、住民の投票において3分の2以上の同意を得なければ国会は制定できない。
- 5 憲法上直接選挙されるべきものとしているのは、地方公共団体の長、議会の議員及び法律に定めるその他の吏員である。

正解チェック欄

1
回目2
回目3
回目

A

- 1 誤り。地方公共団体の組織・運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、「法律で」これを定める（憲法92条）。この規定を受けて、基本法である地方自治法をはじめ、地方自治関係の諸法律（地方公務員法、地方財政法、地方税法等）が制定されている。
- 2 誤り。地方公共団体に議会を置くことについては、憲法93条1項に規定がある。
- 3 誤り。地方公共団体には、「議事機関」として議会を設置する（憲法93条1項）。議会は単なる立法機関ではなく、多くの行政的機能（検査権、同意権等）を有し、**議決機関**として当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される（自治法89条1項）。
- 4 誤り。一の地方公共団体のみに適用される特別法については、住民の投票において「過半数」の同意が必要である（憲法95条）。
- 5 正しい（憲法93条2項）。地方公共団体の組織については、長も議員も住民が直接選挙するという「大統領制（首長主義）」を採用している。議会の議員だけを住民が選挙し、その議会が長を選任する国の「議院内閣制」と対比される。

